ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.1.1.1.に限る。）の表中「２m以上」とあるのは、「1.8m超」と読み替えることができる。

ハ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「１m」を「２m」に、「５m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ホ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5ｔを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

ヘ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

⑴　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

⑵　自動車の最外側から突出していないもの

⑶　地上面からの高さが1.8mを超える位置に備えられているもの

三　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

四　前項の後写鏡にあっては、別添83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準

第六十八条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、車両総重量が7.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

第七十条を同条第１項とし、同項の次に次の１項を加える。

２　走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.に限る。）に定める基準とする。

第七十七条第１項中「旅客自動車運送事業」を「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業」に改め、同項ただし書を削る。

第八十一条第１項第六号ハ中「同規則第４改訂版補則第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第10改訂版」に改める。

第八十四条第１項第四号及び同条第四項第１号中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

第九十一条第１項中「ものでなければならない」の下に「。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号改訂版補足第４改訂版の規則5.1.6.1.の規定は適用しないことができる」を加える。

第九十三条第六項各号列記以外の部分中「運行しないもの」の下に「及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの」を加える。

第九十六条第三項各号列記以外の部分中「車両総重量が2.8ｔを超える自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第１項第１号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

第九十六条第三項第１号中「自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2.8ｔを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）」に、「協定規則第34号」を「協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。」を「及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。」に改め、「の燃料タンク」を削り、「協定規則第34号」を「協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号」に、「又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」」を「若しくは別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第三号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超え3.5ｔ未満の自動車に限る。）であって三輪自動車以外のものにあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

第九十六条第三項に次の三号を加える。

四　自動車（保安基準第18条第３項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件に適合すること。

五　座席の地上面からの高さが700㎜以下の自動車（保安基準第18条第４項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。

六　自動車（保安基準第18条第５項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第135号の技術的な要件に適合すること。

第九十九条第三項第１号ロ及びハ中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第１号中「を除く。）」の下に「及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超え3.5ｔ未満の自動車に限る。）」を加え、「別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.」を「協定規則第137号の技術的な要件」に改め、同項第四号中「4.」を「3.」に改め、同項第六号中「6.1.」を「5.1.」に、「6.2.」を「5.2.」に改め、同項第七号中「7.1.」を「6.1.」に、「7.2.」を「6.2.」に改め、同条第六項第１号ヤ中「別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.」を「協定規則第137号の技術的な要件」に改め、同号ロ中「4.」を「3.」に改める。